

議 事 録

1. 日 時 令和8年4月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 山崎 由紀浩 | 2 番 寺嶋 実 | 3 番 中島 繁樹 |
| 4 番 山本 建樹 | 5 番 立花 吉廣 | 6 番 藤田 哲夫 |
| 7 番 池田 賢治 | 8 番 竹内 博之 | 9 番 橋本 誠二 |
| 10 番 藤田 正子 | 11 番 山端 昌明 | 12 番 村上 和義 |
| 13 番 荻野 俊明 | 14 番 荻野 啓司 | |

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 井上 廣文 | 水田 秀樹 | 田中 伸一 |
| 西海 邦雄 | 石井 義久 | 荻野 雅章 |

以上 6名

6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 山崎係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと

報告第10号 農業委員会事務局職員異動のこと

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

報告第12号 同法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第35回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

5 番 立花 吉廣 委員

6 番 藤田 哲夫 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が2件、報告が3件です。
本来でしたら、議案審議のあと報告に移るところですが、「報告第10号 農業委員会事務局職員異動のこと」を先に報告させていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山本議長： では、異動してこられた山崎さん、萩原さんから、一言ご挨拶をいただきたいと思います。
山崎さんから、お願いします。

ー 山崎係長が挨拶をする ー

ー 萩原再任用職員が挨拶をする ー

山本議長： それでは、ただ今より議案審議に入ります。
はじめに、「議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山本議長： 今月は5件の申請がありました。
昨日の小委員会では、現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第11号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 次に、2番と3番の土地の報告を併せてお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番と3番の土地について報告します。
議案第11号の2番と3番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転す

る権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 次に、4番の土地の報告をお願いします。こちらは新規就農なので聞き取り調査も行っていきます。併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、4番の土地について報告します。

議案第11号の4番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおり、谷八木小の南になります。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、賃借権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の聞き取り調査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 最後に、5番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、5番の土地について報告します。

議案第11号の5番の土地の位置は、現地調査図4ページをお開きください。神戸刑務所の北側です。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： すみません。1件確認なのですが、5番の土地の譲受人の方は2494㎡の耕作で認定農業者とお伺いしています。年齢はどれくらいの方ですか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 30代です。いちごとキュウリをやっておられます。隣のハウスが申請者の所有地として、申請地を取得し規模を拡大したいということで凄く意欲のある方です。

○○委員： お若い方であれば、認定農業者を続けていこうとすれば、これからもっともっと規模を拡大して頑張っていかれるのだろうなと思って質問しました。有難うございました。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 4番の新規就農者について、耕運機を購入予定ということですが、進入路はどうでしたでしょうか。

事務局職員： 現地調査図3ページを見ていただいでよろしいでしょうか。
赤で囲っているのが今回の新規就農地として、斜め左上にあるのが今回の申請者の方のご自宅で、その南に農地があり、その所有者の方から通って良いということでした承を得られています。

山本議長： 昨日現地調査に行ってきました。当面は、備中鋤とスコップで作業をされるようです。
現状は405㎡の農地は全体を耕しておられ、確認を取っております。今後は、小さな畔を通れるトラクターや耕運機を購入される予定で、あと2～3年でご本人も定年を迎えます。退職後は本格的に作っていきたいという意欲を持っておられるように感じておりますので、よろしくお祈いします。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あれば、お受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会です可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第12号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を議題にする前に、先月の委員会で質問のありました「30年という長期の契約」につきまして事務局から報告をお願いします。

松浦局長： 30年という長期の契約に当たって市が事前にどのような確認を行っているか、につきまして、窓口である農業政策課に確認いたしましたところ、電話及び対面で、年齢、これまでの就農経験、今後の計画、周辺の農家との関係性など、詳細に聞き取りを行っていることを確認しました。

今後は、このような長期の契約のケースの場合は、議案の説明の際に、契約者の年齢等の説明を加えさせていただきます。

よろしくお願いたします。

山本議長： 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、改めて、事務局、議案の説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第12号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第11号」「報告第12号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第35回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時28分終了)

※ 新規就農者についての聞き取り調査 令和8年4月23日(木) 午後1時30分～

- ・ 議案第11号の4番の譲受人
- ・ 出席委員 山本会長 中島職務代理者 藤田(哲)委員
- ・ 事務局 松浦事務局長 岸本係長

※ 小委員会 令和8年4月23日(木) 午後2時00分～

- ・ 出席委員
山本会長 中島職務代理者 藤田(正)委員 藤田(哲)委員 橋本委員 荻野(啓)委員
- ・ 事務局
松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 立 花 吉 廣

署 名 人 藤 田 哲 夫